今治市（旧今治市1）

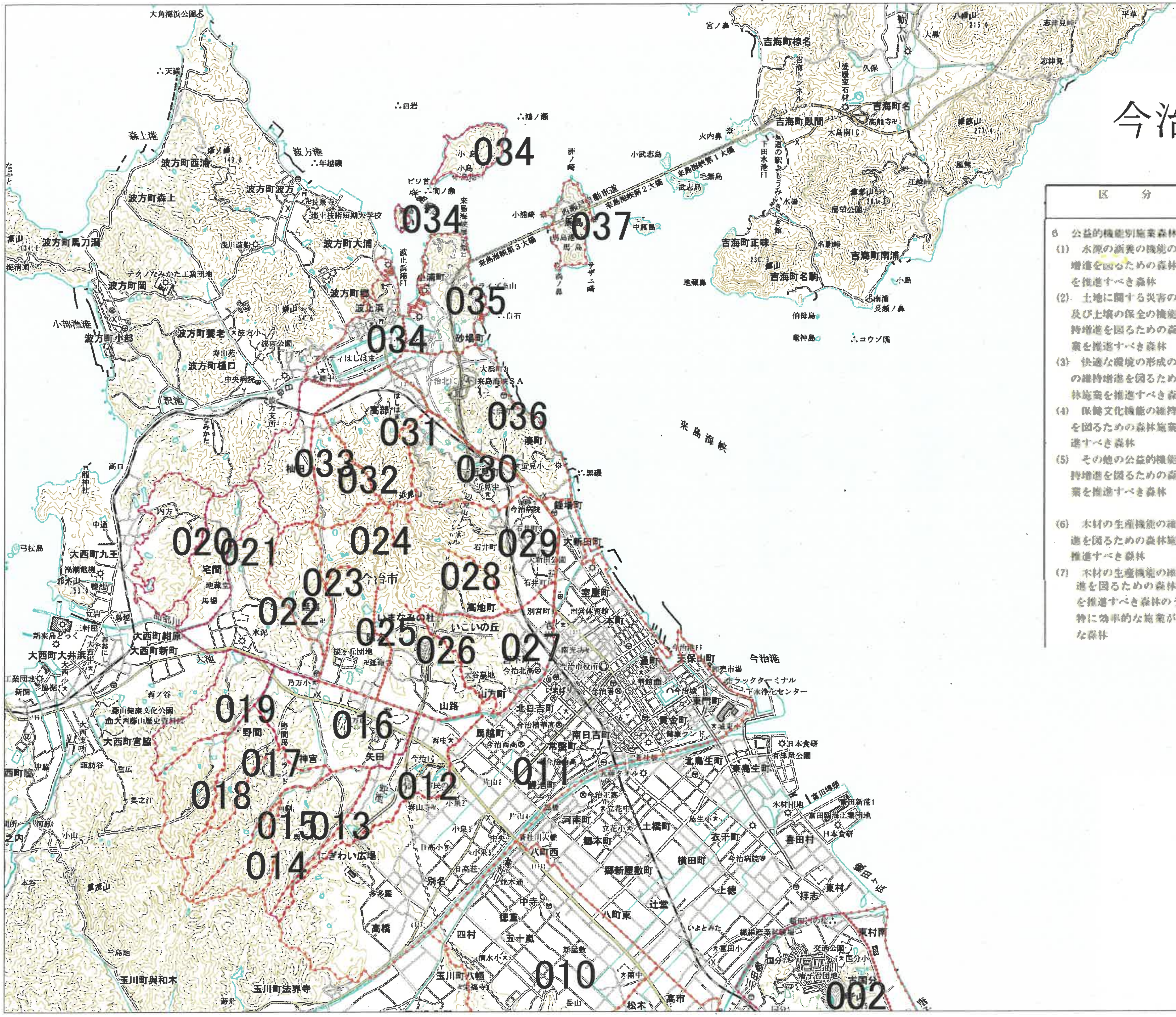

区　　分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧今治市2）

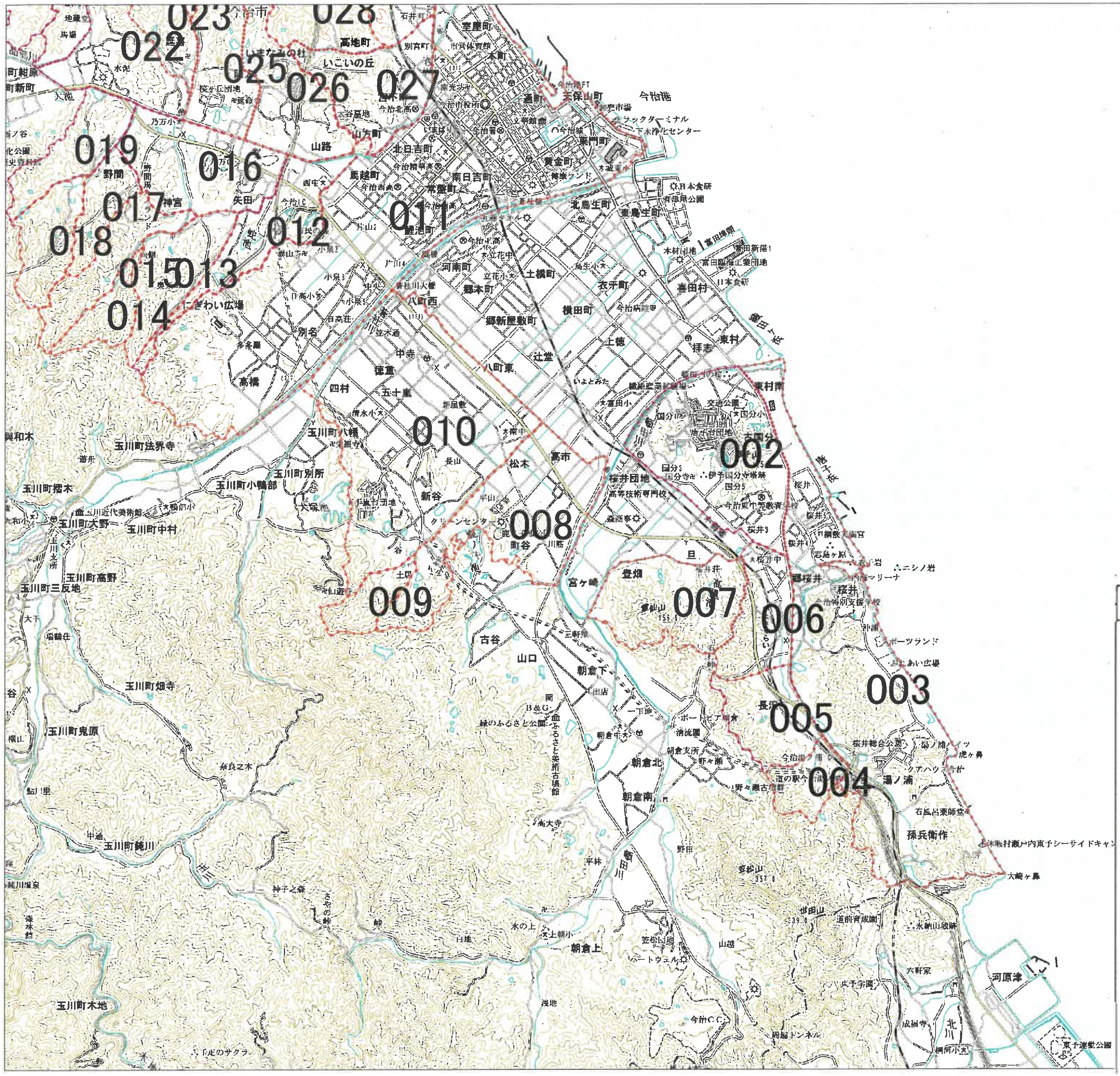

区　分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧朝倉村）

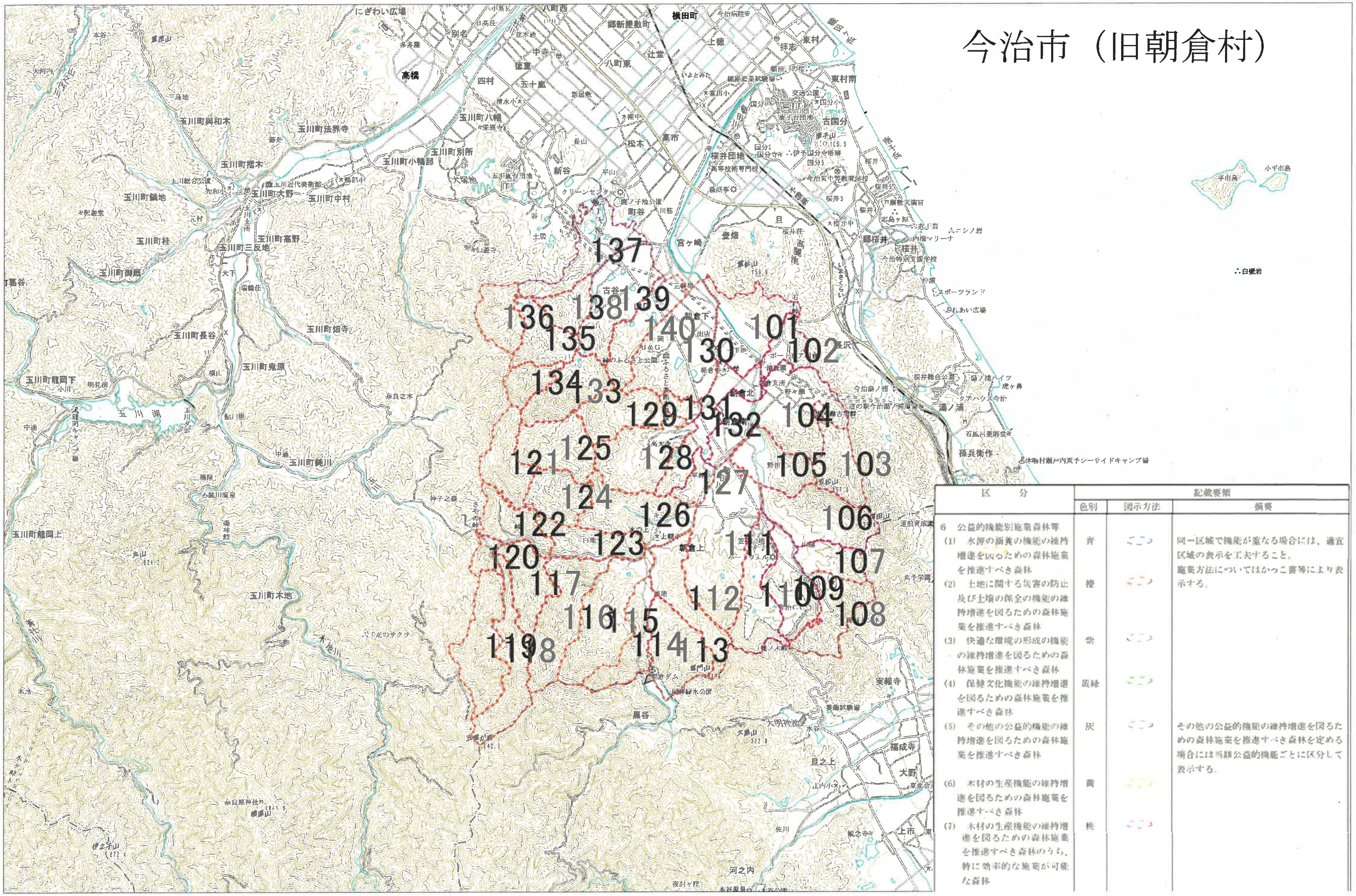

区分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧玉川町）

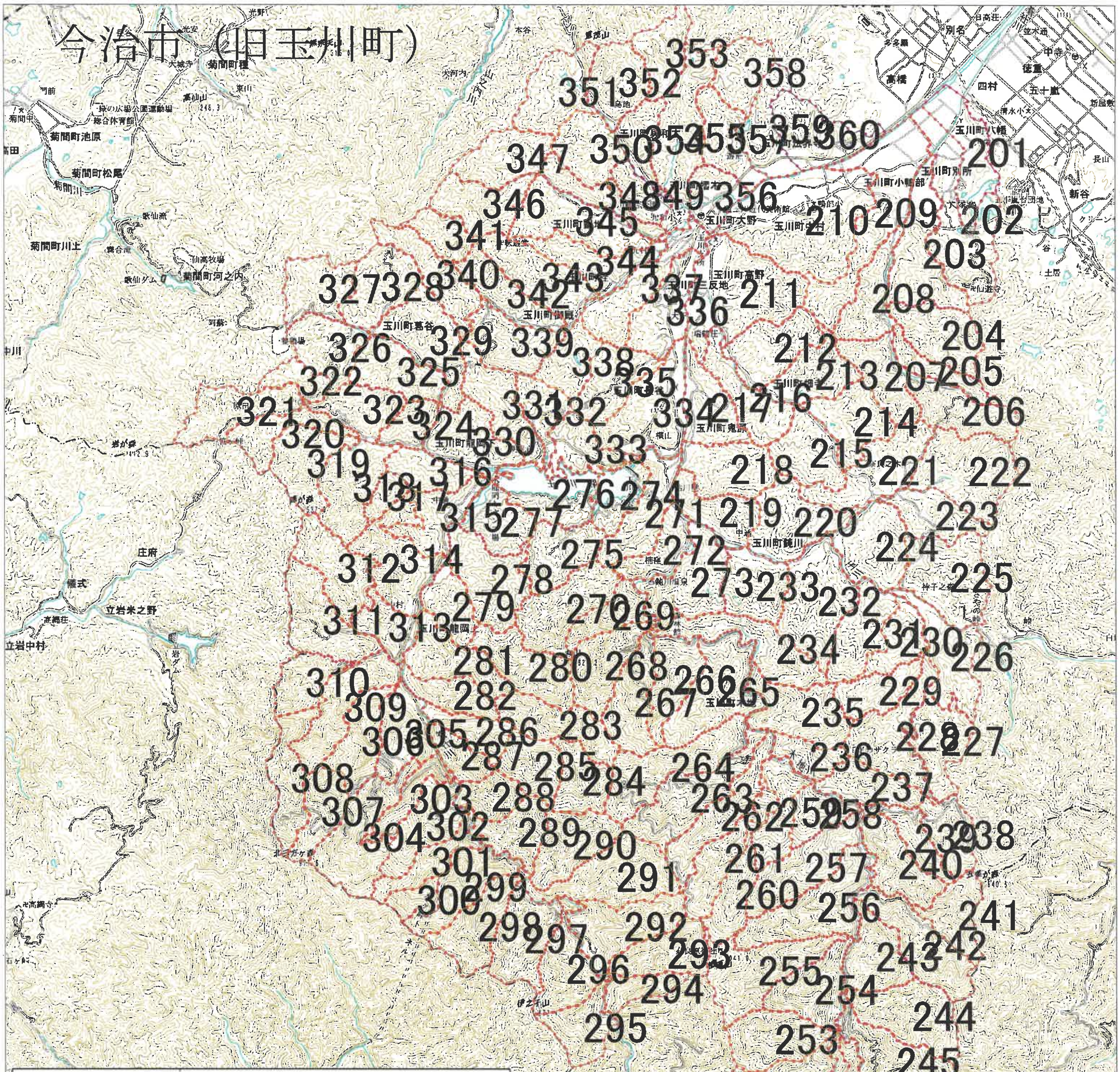

区分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧波方町）

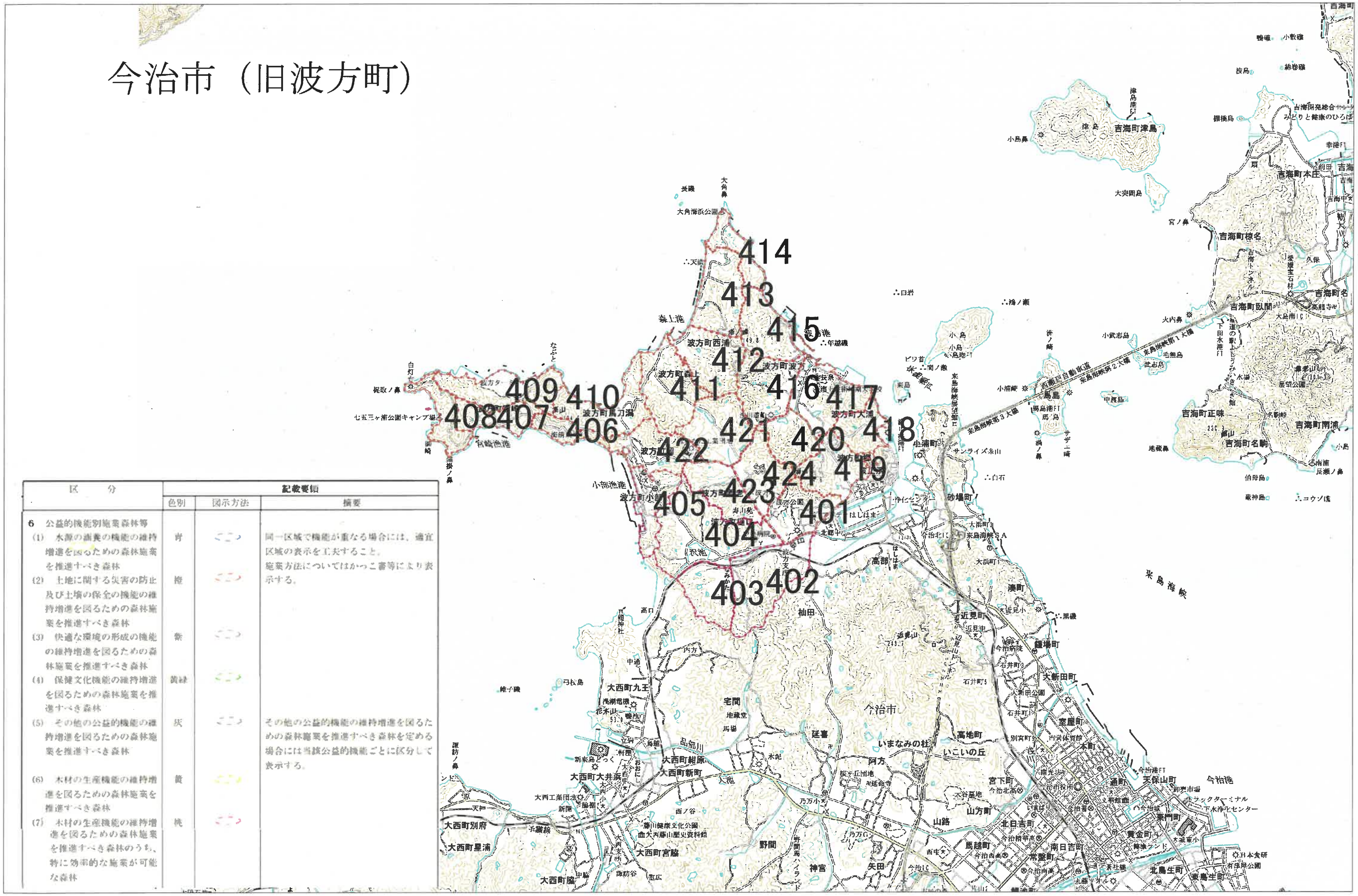

区　　分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧大西町）

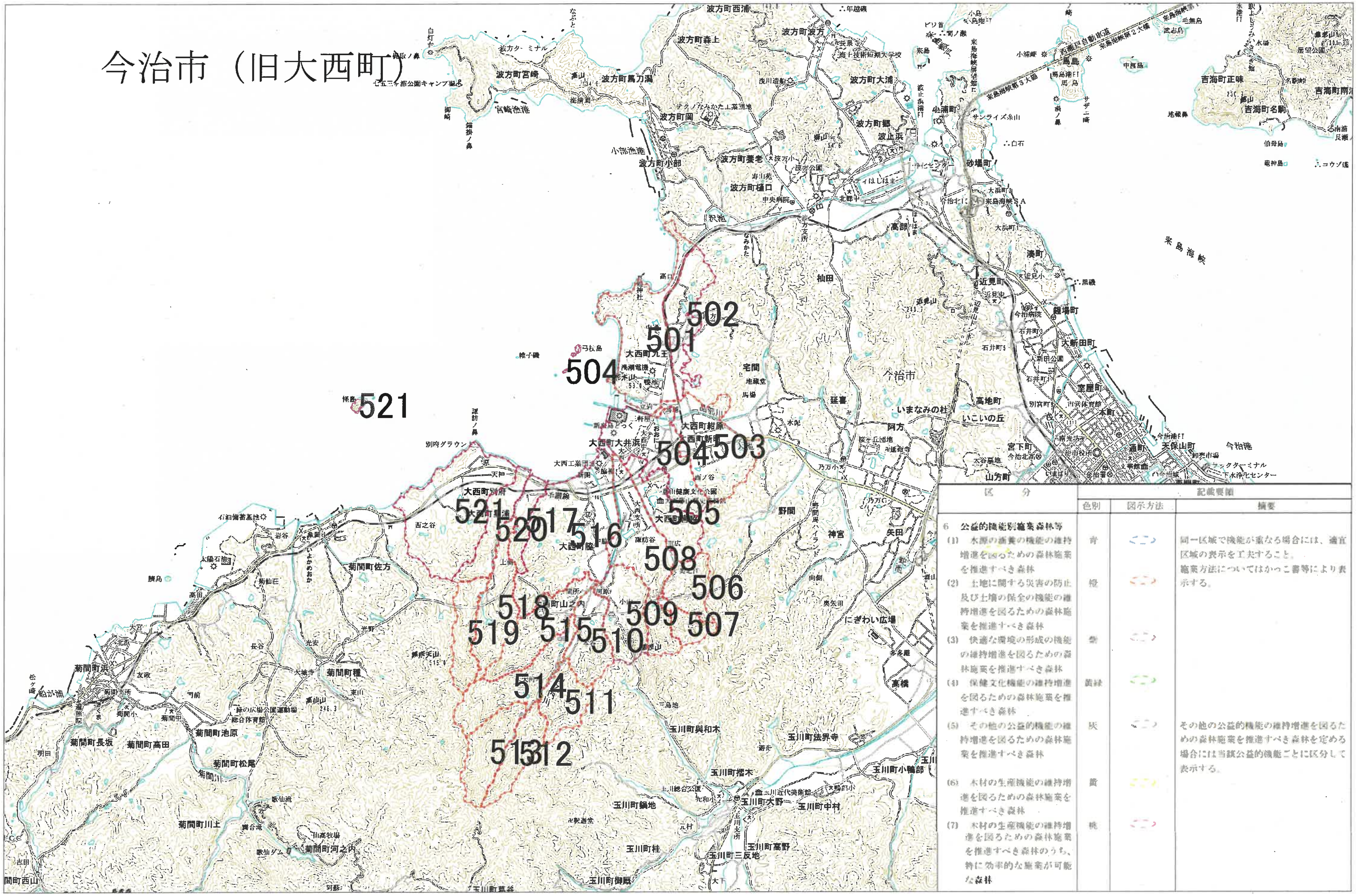

区分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6 公益的機能別施業森林等			
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧菊間町）

区　分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

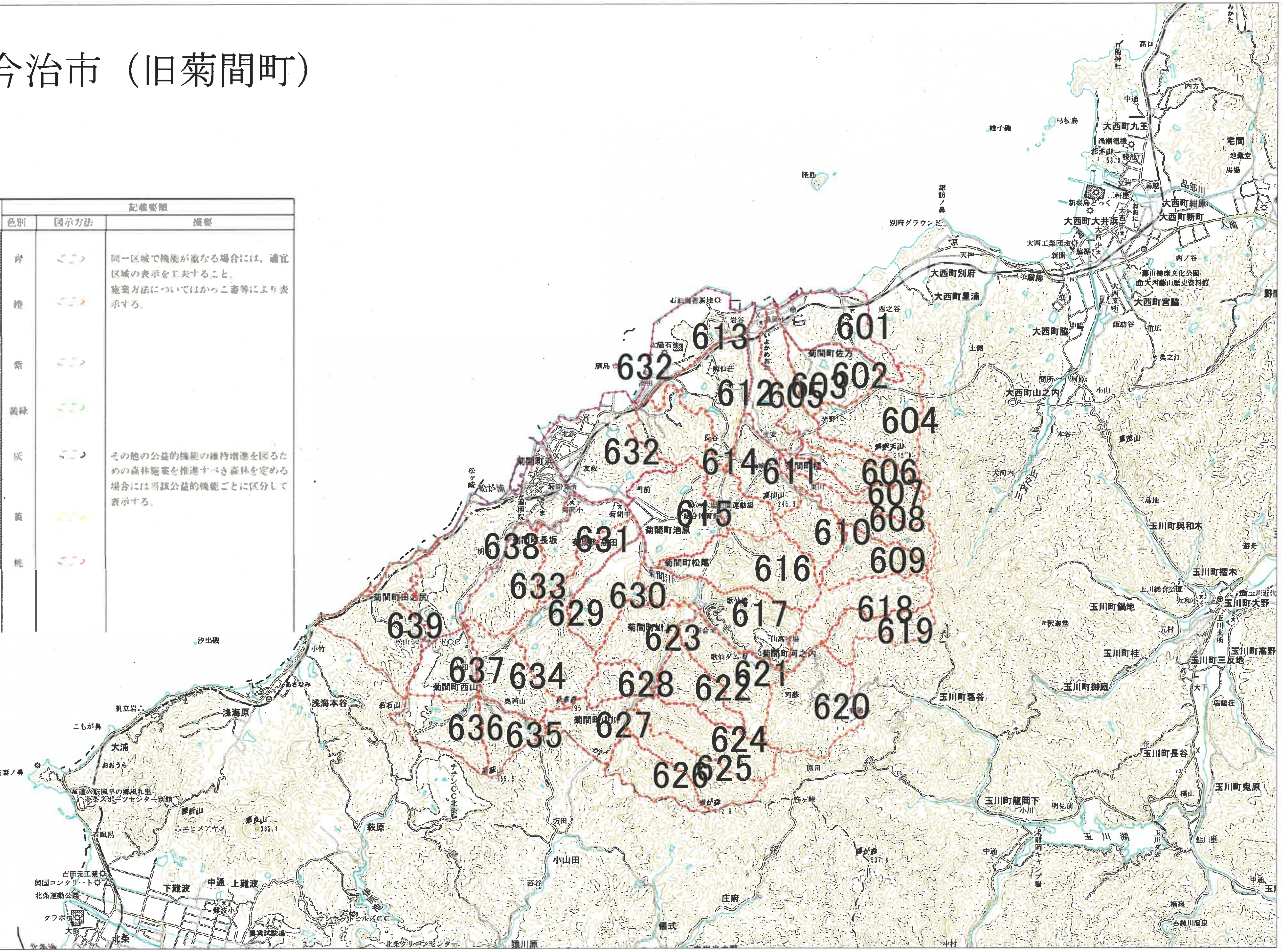

1:50000

今治市（旧吉海町）

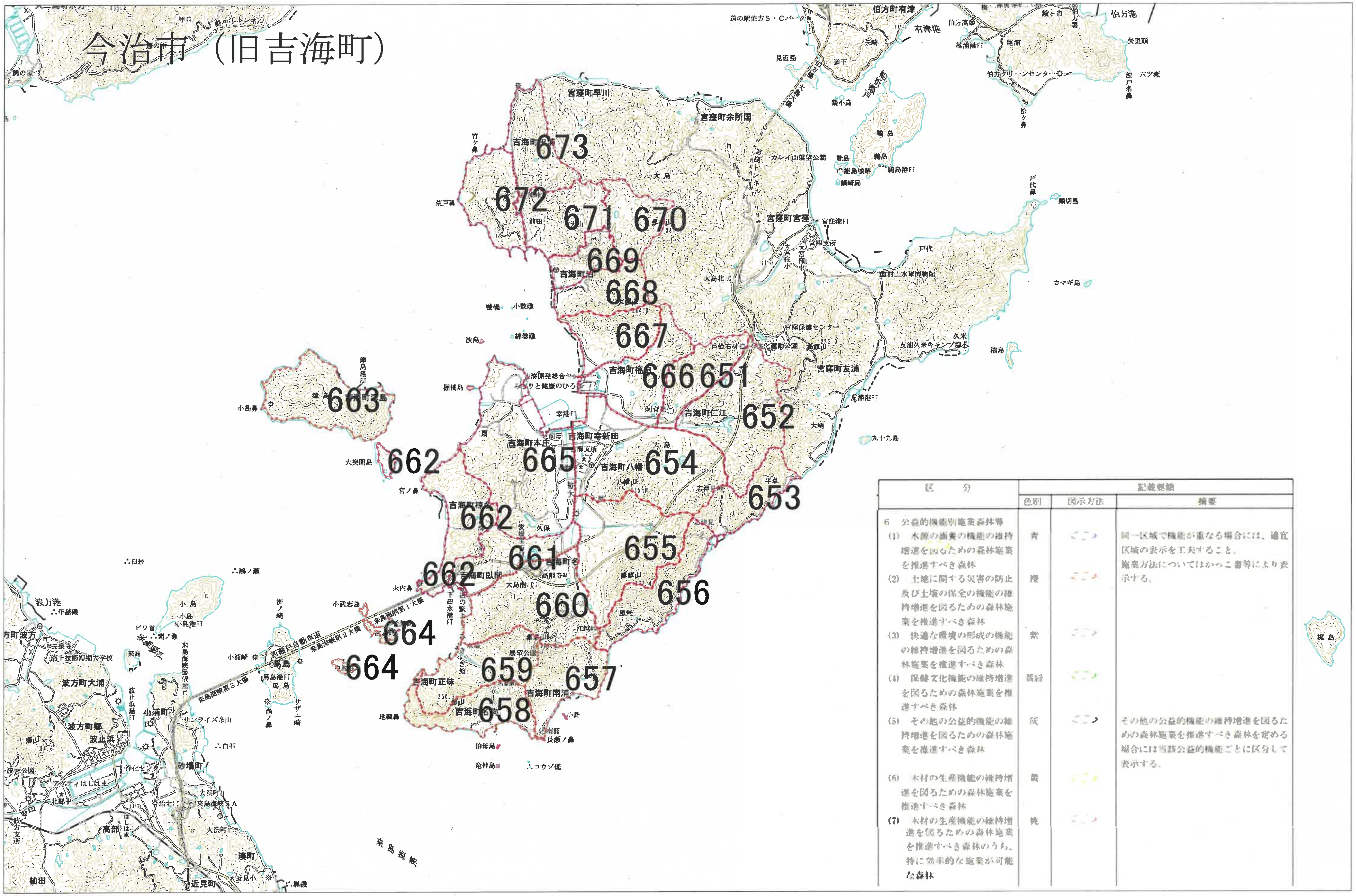

区分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6 公益的機能別施業森林等			
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧宮窪町）

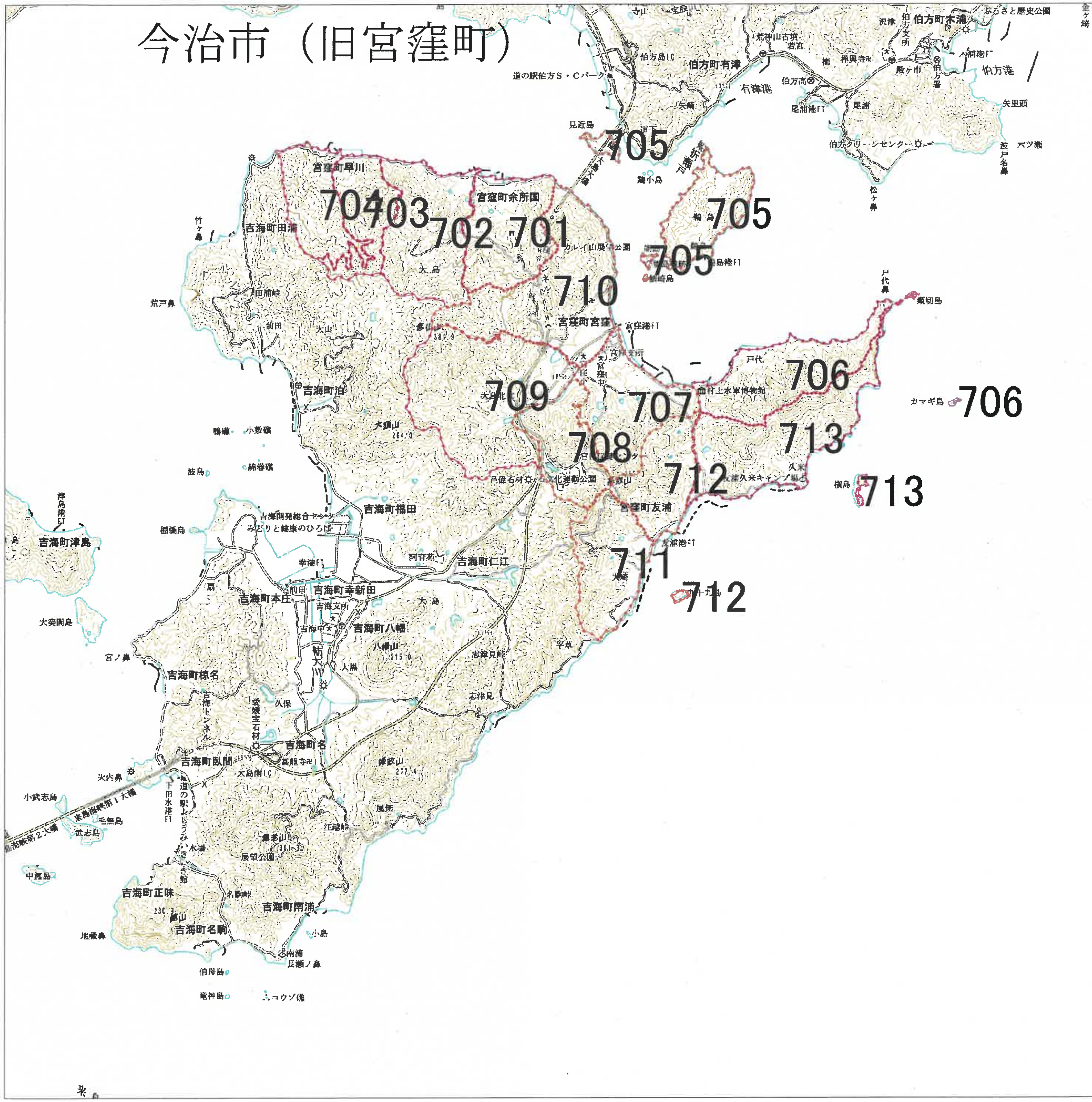

区分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧伯方町）

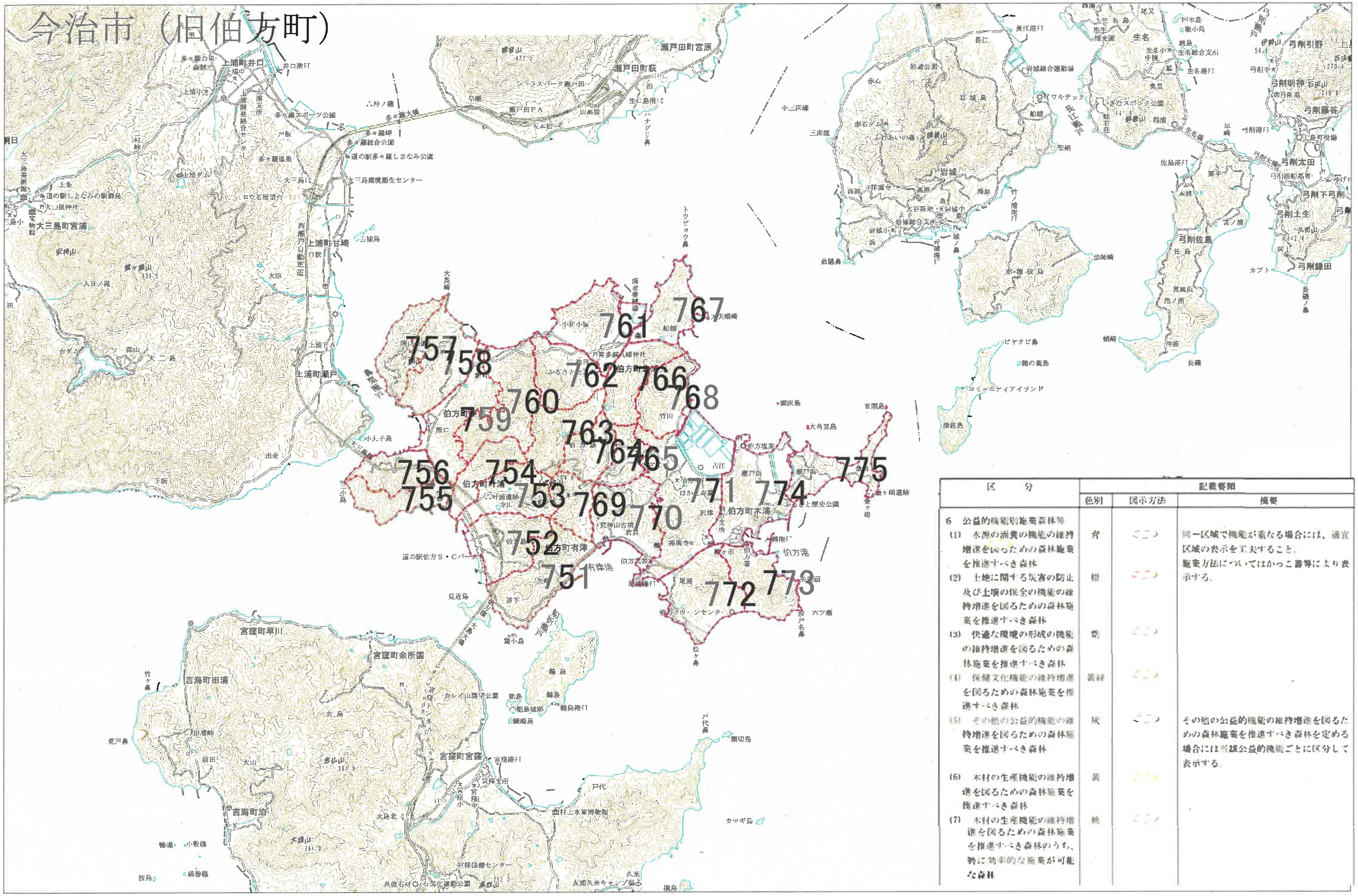

区　　分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000

今治市（旧大三島町）

区　分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

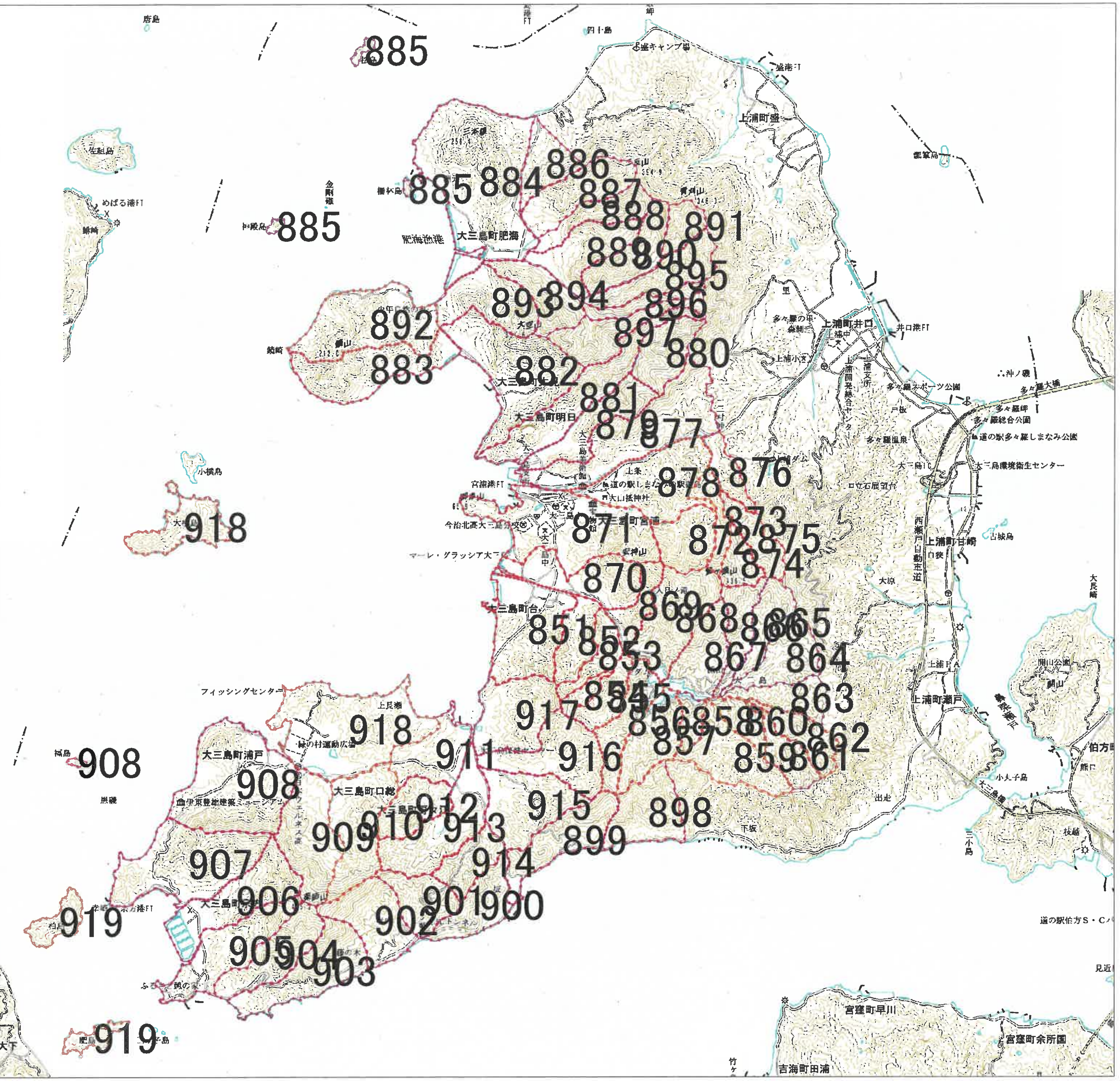

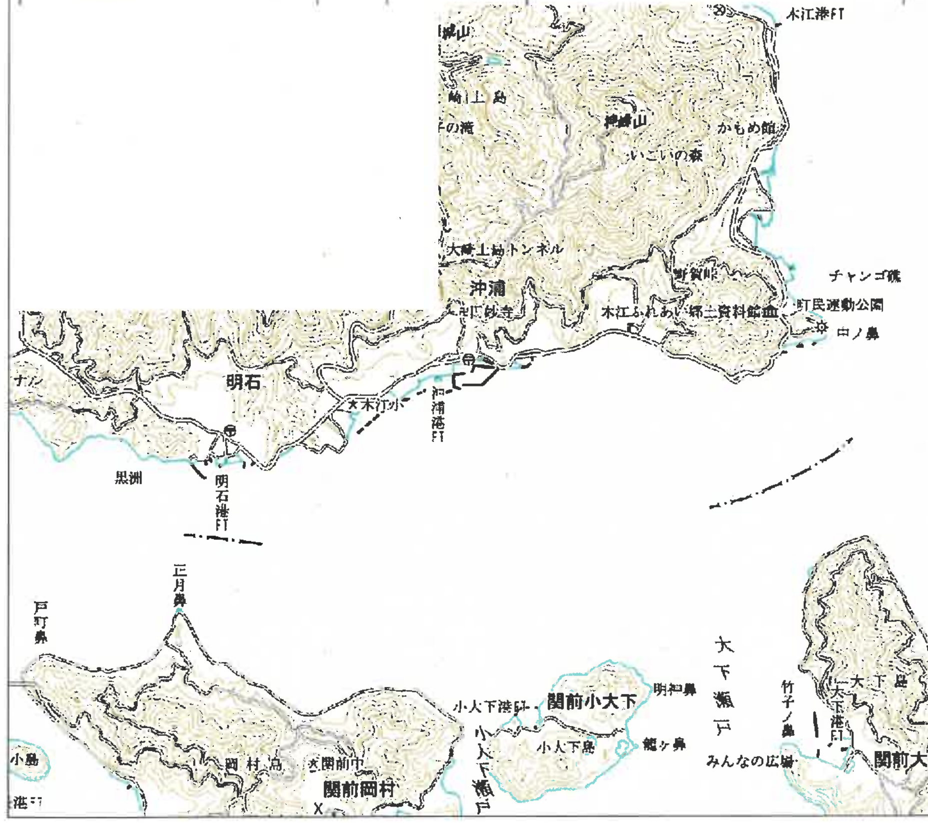

1:50000

今治市（旧上浦町）

区　分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6　公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

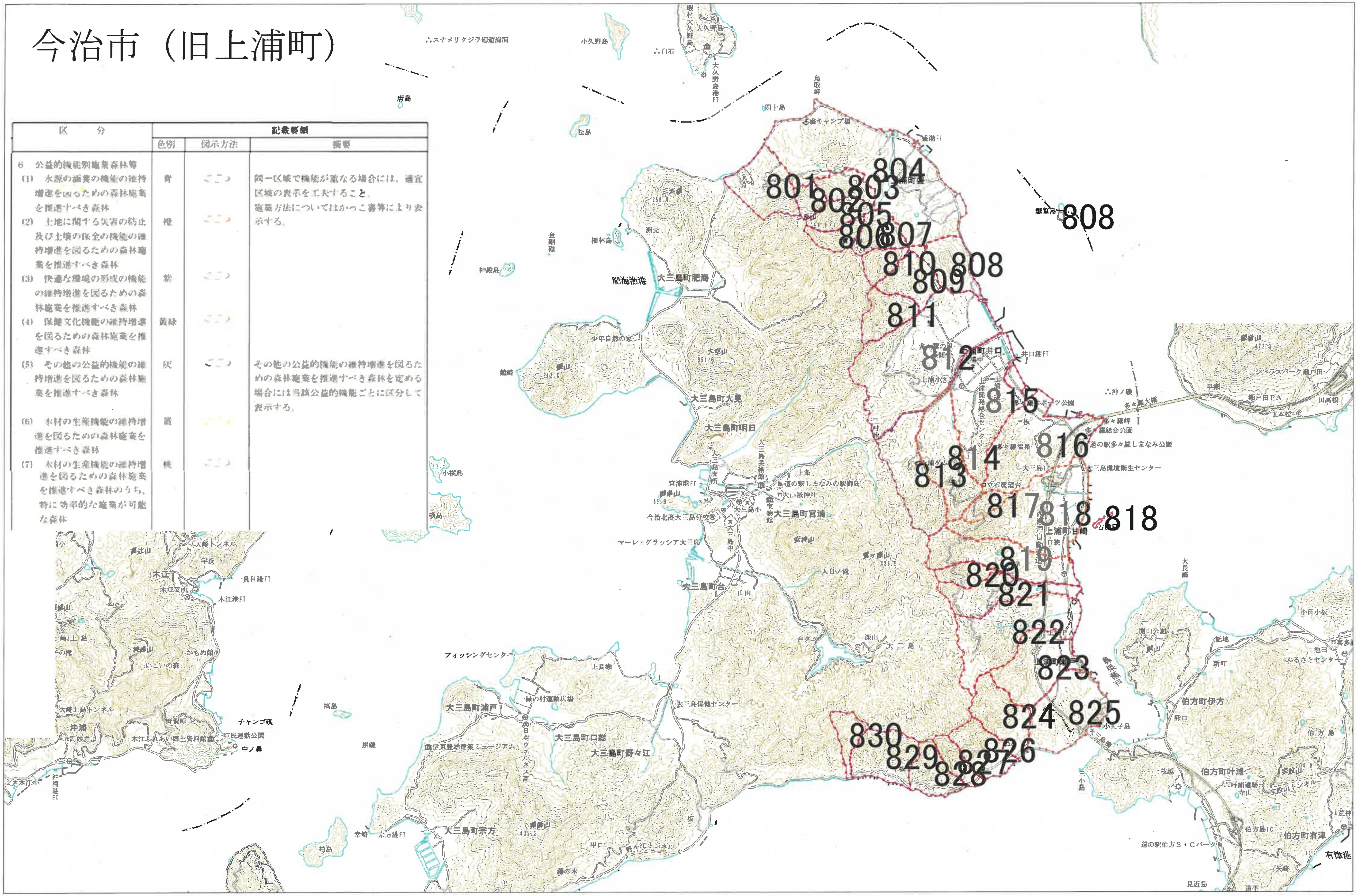

1:50000

今治市（旧関前村）

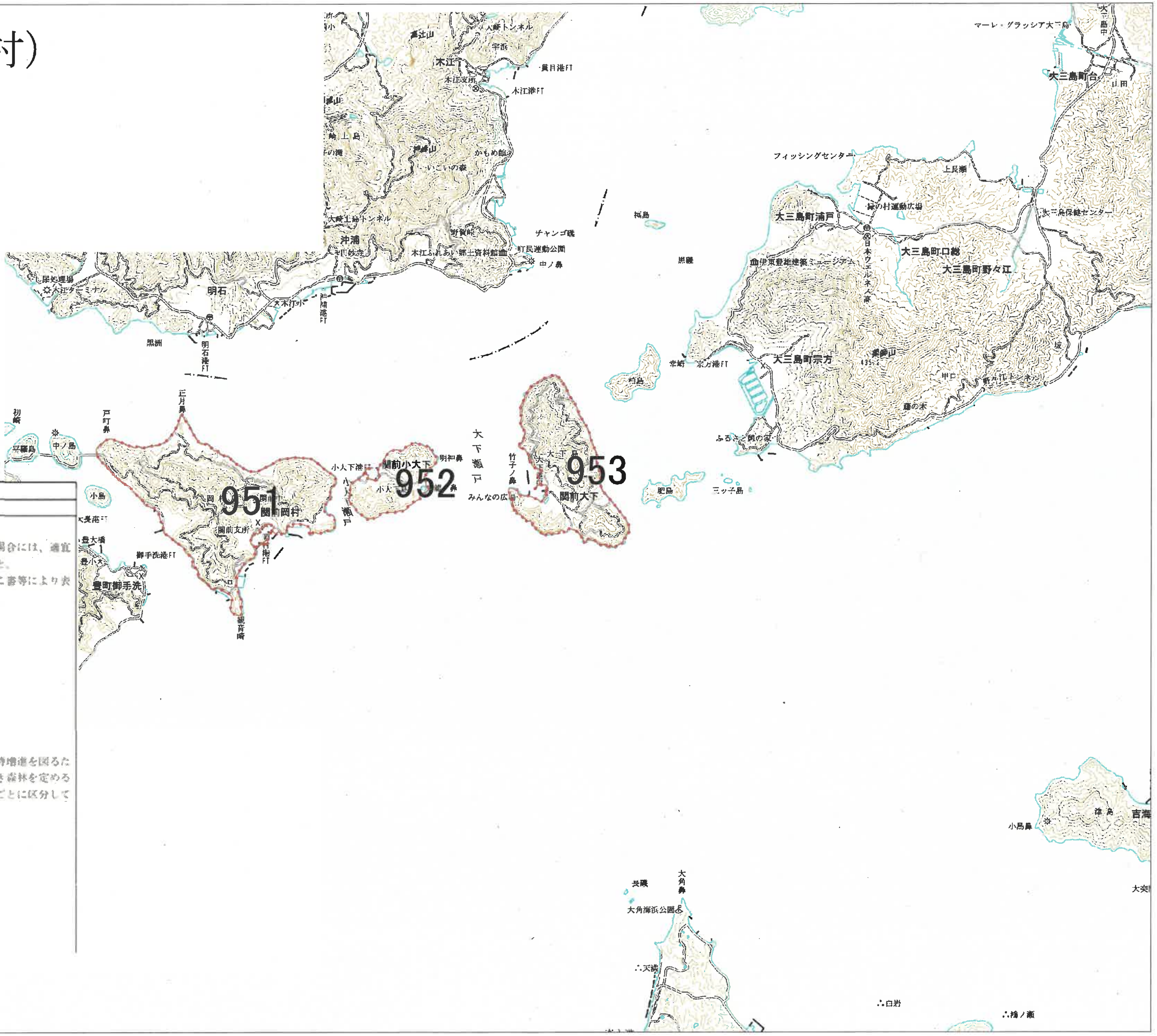

区　　分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
6．公益的機能別施業森林等			
(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3)　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4)　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5)　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	桃		

1:50000